

【労働時間規制の適用除外者一覧表】

No.	根拠規定	対象者	対象業務	適用除外となる規制No.																期限が切れる日
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14~19	20		
1	9条	労働者でない者	すべて	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	なし
2	36条11項	専門的、科学的な知識、技術を有する者	新技術、新商品等の研究開発				○	○	○	○		○	○						なし	
3	41条1号	農林水産業(林業を除く)	当該事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					なし	
4	41条2号	管理監督者、秘書	すべて	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				※	なし	
5	41条3号	監視又は断続的労働に従事する者	監督署の許可を受けたもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					なし	
6	41条の2	高度の専門的知識等を持ち同意を得た労働者	H30年9月7日施行規則に記述なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				なし	
7	116条	同居の親族のみを使用する事業 家事使用人、船員	すべて	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	なし	
8	138条	中小企業	すべて													○			2023年4月1日 改革法附則1条3号	
9	改革法附則3条1項	中小企業	すべて				○	○	○	○		○	○						2020年4月1日	
10	139条1項	災害時における復旧・復興	規則69条1項に該当する事業						○				○	○					なし	
11	139条2項 規則69条1号	土木建築業の事業場	当該事業				○	○	○	○		○	○						2024年4月1日	
12	139条2項 規則69条2号	企業の主たる事業が土木建築業である事業場	当該事業に限定されない				○	○	○	○		○	○						2024年4月1日	
13	139条2項 規則69条3号	土木建築業に関連する警備事業	交通誘導警備の業務に限る				○	○	○	○		○	○						2024年4月1日	
14	140条	一般乗用旅客自動車運送事業		詳細未検討																
15	141条	医業に従事する医師		H30年9月7日施行規則記述なし(医師の働き方改革に関する検討会における結論を踏まえ措置)																
16	142条	鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	当該事業						○				○	○					2024年4月1日	

「適用除外となる規制No.」は、「労働時間規制一覧表」を参照。

※厚生労働省発行の「長時間労働者への医師による面接指導について」というパンフレットでは、「管理監督者は、労働者自らが「時間外・休日労働が月100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる」と判断し、申し出があった場合に面接指導を実施します。」とされている。